

平成 21 年 5 月 22 日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007～2008

課題番号：19560541

研究課題名（和文） タイ国への区画整理技術移転に関する実証的研究

研究課題名（英文） On the International Transfer of Land Readjustment Technology To Thailand

研究代表者

岸井 隆幸（KISHII TAKAYUKI）

日本大学理工学部・教授

研究者番号：30246821

研究成果の概要：

わが国が誇る都市開発手法である「土地区画整理」の技術がタイ国へ技術移転された過程を実証的に評価分析し、今後とも必要とされている他の国々に対する土地区画整理技術移転のあり方を理論的に考察した。また、タイ国への技術移転事例分析を通じて、今後より一層の普及を図るために「土地区画整理事業に関する技術の国際移転」に必要な技術開発の具体的な課題を明らかにした。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	2,000,000	600,000	2,600,000
2008年度	1,500,000	450,000	1,950,000
年度			
年度			
年度			
総計	3,500,000	1,050,000	4,550,000

研究分野：都市計画・土木計画

科研費の分科・細目：土木工学、交通工学・国土計画

キーワード：地域都市計画・区画整理・都市整備・国際協力・技術移転

## 1. 研究開始当初の背景

区画整理(Land Readjustment 以下、LR と略)は、1)空間計画の立案、2)土地の権利関係の整理、3)公共施設の整備を同時に、しかも開発利益を利用して実現する都市整備手法としてわが国で独自に発展し、高度

成長期には新たな宅地の40%以上を供給するなど、新市街地の先行的整備に大きな役割を果たしてきた。

こうしたLRはわが国都市計画技術の核心部分で発展途上国の都市整備にも大きく寄与するものであり、これまでその技術移転を目

標とした国際協力が長年にわたり行われてきた。その結果、2004年、タイ国で土地区画整理法の制定を見るに至った。

現在、日本のLR技術の国際移転が実現したことに対し、現在、様々な発展途上国(インドネシア、ネパール、インド、バングラデッシュ、コロンビアなど)から強い関心が寄せられている。

## 2. 研究の目的

今後ともLR技術の国際移転をより一層円滑かつ有効に進めてゆくために、今回成功したタイ国への技術移転の過程を詳細に検証し、今後の課題の抽出、更なる技術移転の方向性について明らかにすることを目的とする。

なお、このために以下のような検討の枠組みを用意して進めるものとした。

- (1)タイ国LR法と日本の土地区画整理法の比較研究
- (2)技術移転が成功した要因の分析
- (3)今後のLR技術移転で検討が必要な課題の抽出
- (4)LRを定着させる新たな技術開発支援の検討

## 3. 研究の方法

### (1) LR法の比較研究

LR法・同省令のみならず、その背景を理解するために基本法令(民商法典等)の関連部分と都市開発に関する法令(サブディビジョン法)、そしてLR法令の議会審議議事録を翻訳し、日本の法制度と比較した。この詳細な比較によってわが国土地区画整理事業制度とタイ国土地区画整理事業制度の差異を明らかにし、技術移転によって継承された部分と新たな工夫が必要であった部分を明確にすることができた。

(2) 成功要因を探るためのヒアリング  
日本の技術支援に直接関与したタイ国政府関係者ならびに日本関係者(JICA専門家としてタイ国に派遣され、直接技術指導に当たった方を含む)のヒアリングを実施した。

### (3) ケーススタディ地区の分析

事業推進のための新たな技術開発支援を検討するために、現在、タイ国においてケーススタディーが進められようとしている5地区(バンコク、チェンマイ、ナコンラチャシユ、ランバン、ヤラー)の進捗状況を分析した。

## 4. 研究成果

### (1) 両国LR法の比較研究

それぞれの国の法体系、特に土地制度の違いを背景に、組合の概念、公共用地改廃の取り扱いなどに大きな差異があることが明らかになった。

### (2) LR制度技術移転の成功要因と課題

区画整理の技術移転には次の特色がある。

- ①純粋な技術に係る協力と異なり、対象国の社会制度にふさわしい内容に変換されることを前提とした技術移転であり、また各国の土地所有制度、税制、都市計画制度等の枠組みの中で個人の土地財産の権利関係に影響を及ぼす制度でもあることから、慎重な取組が必要である。
- ②日本の区画制度は100年以上もの歴史の中で高度化、複雑化しており、基本的な概念の理解は容易であるが、制度の詳細については理解の難しい部分もある。

今後各国に区画整理技術の移転を図る上で必要と考えられる事項は以下のとおりである。

#### ①援助対象国のオーナーシップの尊重

援助国は援助対象国と協力して制度開発

の支援を行うことは可能であるが、成功するかどうかは、援助対象国の取組みに大きく依存する。援助対象機関の主体性が最も重視される必要がある。

#### ②社会に対する相互理解と信頼関係の確立

制度の的確な移転にあたっては、移転する国、移転される国の両者ともに、まず、相手方の社会制度への認識を深めることが重要である。お互いが社会制度の相互理解に努めることにより、相互の信頼関係が醸成され、区画整理法の制定という目標に向けて協力して取り組む原動力となる。

#### ③言葉の重要性と複合的技術移転の必要性

国際間の技術移転に言語能力が求められることは当然であるが、法制度のような社会制度の移転にはより高度な能力、言葉の厳密性が求められる。制度移転を的確に行うためには、言葉だけにたよらず、映像、実体験など様々な手段による複合的な対応が必要である。

#### ④プロジェクトの長期化への対応

区画整理制度の移転のようなソフト支援は、制度自体の持つ複雑さ、言葉の問題、社会制度の違いなどを踏まえて対応することが必要であり、必然的に長期的な取り組みが必要である。技術協力としてこうした長期にわたる仕組みを用意することが求められる。

#### ⑤有能な専門家による支援

制度構築に関する協力の場合、技術に関する知識や経験はもちろんのこと、対象国の社会に対する理解も備えた有能な専門家の派遣が必要である。相手方との円滑なコミュニケーションのためには言語能力もまた重要である。有能な専門家をできるだけ長期にわたって派遣するような取組みが必要である。

### (3) LR を定着させる新たな技術開発支援

タイ国の区画整理制度は、ようやく動き始めたば

かりであるが、この数年で区画整理制度の確立とパイロットプロジェクトの完遂、区画整理制度の改善等の取組が期待される。

今後は、このようなタイ国での成果をさらに推進するとともに、急激な都市化と社会基盤の整備の遅れに悩む開発途上国への都市計画や区画整理技術の普及のためのセンターとして取り組みが必要である。日本政府としては、このような広域的観点からの取組に対する支援が重要である。

#### (4)今後の課題

これまで、タイ国以外にもフィリピン、マレーシア、インドネシアなどの東南アジア諸国でも区画整理導入の検討が行われたが、各国の経済社会情勢、都市計画、都市開発、土地所有の状況、行政上の対応等様々な課題があり、区画整理制度の技術移転は実現していない。

今後は、本研究で得られた知見をベースにこれら諸国の現状と課題の比較検討等を行うことにより、区画整理制度の世界各国への技術協力のあり方について、研究を深めることができると考えられる。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 2 件)

1) Yuji HINO・Mizuo KISHITA・Takayuki KISHII, A study on the International Collaboration of Land Readjustment in Thailand, Proceedings of International Symposium on City Planning 2008, pp.610-619, 2008年8月、査読あり

2) Masaharu OOSAWA・Takayuki KISHII, On the Disaster-Rehabilitation Land Readjustment Projects in Japan, Proceedings of International Symposium on City Planning 2008, pp.897-905, 2008年8月、査読あり

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

岸井 隆幸 (KISHII TAKAYUKI)

日本大学・理工学部・教授

研究者番号：30246821

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

木下 瑞夫 (KISHITA MIZUO)

明星大学・理工学部・教授

研究者番号：10409518

大沢 昌玄 (OOSAWA MASAHARU)

日本大学・理工学部・助手（現在、講師）

研究者番号：10366560

研究協力者：日野 祐滋 (HINO YUJI)

（社団法人日本モノレール協会専務理事）